

参 与

おはようございます。委員の皆様並びに推進委員の皆様におかれましては、年度初めでご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

改めまして、私、今年度4月から事務局長を拝命いたしました中村強と申します。どうかよろしく願いいたします。

今年度から新体制ということで、お手元に各事務局、各分室の平成30年度大仙市農業委員会事務局分室体制と記載した書類をお配りしてございます。記載のとおり、新しいスタッフでの体制となりますので、あわせましてよろしく願い申し上げます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第11回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前9時00分 開会)

参 与

初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

参 与

ありがとうございました。

会議に先立ち、出席委員数をご報告させていただきます。

欠席の届け出が4番、伊藤隆康委員、6番、佐々木忠永委員、11番、玉井慎太郎委員から提出されております。それと、9番、伊藤悟委員よりは、若干遅れるという連絡をいただいております。

ただいまの出席者は20名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

また、11番、玉井慎太郎委員から欠席の届け出が出されていることから、玉井委員が関係する議案第4号、65番につきましては、一般案件として取り扱いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本総会には、年度初めということで、農林部農林振興課より平成30年度の農業関連事業予算(案)、及び事務局より平成29年度の業務報告並びに平成30年度事業計画の説明を予定しております。農地利用最適化推進委員の皆様にもご出席をいただいておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

それでは、私から3月8日総会から本日までの業務報告を申し上げます。

お手元に配付しております平成30年4月総会までの業務報告書をご覧願います。

主なものについてご報告いたします。

3月8日には、第9回農業委員会総会を委員22名、最適化推進委員8名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにて開催してございます。

3月14日には、神岡支所2階情報活動室において、広報専門委員会を委員7名の出席をいただき開催し、農業委員会だより第14号についてご協議いただいております。

3月23日には、神岡支所2階情報活動室において農用地利用調整会議を開催し、会長及び最適化推進委員8名の出席をいただき、今回上程する農業経営基盤強化促進法による所有権移転案件について審議いただいております。

同じく3月23日でございますが、秋田県農業会議の第24回常設審議委員会が秋田市の秋田パークホテルで開催され、会長と事務局が出席してございます。内容については、農地法第4条・5条の諮問に係る審議でございます。

3月29日には、第10回農業委員会総会を委員24名の出席をいただき、神岡農村環境改善センターにて開催してございます。

4月6日には、平成30年度第1回農業委員会役員会を、会長及び役員の皆様6名、事務局出席のもと、大曲プラザたつみにおいて開催し、本日開催の第11回大仙市農業委員会総会の内容について審議いただいております。

以上、主な業務報告でございます。  
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。  
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議  
ございませんか。  
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、21番、齋藤久人委員、22番、長澤信徳委員の兩名を議事録署名委員に指名いたします。

議 長

議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

参 与

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。  
平成30年4月11日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局の説明を求めます。

参 与

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

1ページ、2番でございます。

農地の所在が、角間川町○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○○です。

新規の使用貸借権設定で、貸付人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、  
借受人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、  
○です。

申請理由といたしましては、当該地は先月の総会で秋田県農業公社が買い受けしたものでござい  
ます。買い受ける○○○○○○○○○○が、公社分割払い型10年分割を選択したもので、支払いが終  
わるまで10年の使用貸借権を設定するものでございます。

5ページから6ページ、6番をご説明いたします。

使用貸借権の更新です。設定する農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○○○○、地目が田、○○○○○○  
○○○○○○○○○○、ほか田9筆、畑1筆、計11筆、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、  
利用権の設定を受け  
る方は、○○○、○○○○○○○です。

申請理由は、経営移譲年金受給のための更新で、設定期間は10年となっております。

続きまして、11ページから12ページの10番です。

農地の所在が土川○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、ほか田7筆の合計○○  
○○○○○○○○○○○○○です。

所有権の無償移転で、譲渡人が○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○○○、66歳、譲  
受人が○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○○○○、70歳です。

申請理由は、譲渡人の○○○○○は、もともと土川地域の方ですが、現在、大曲市で息子さんと一緒  
に暮らしており、また、体調不良ということもあり、農地の管理ができないということで、譲受人を  
探していたところ、近隣で農地規模拡大を目指す○○○○○がこれに応じたものです。

次に、12ページ、11番と13ページ、12番について、関係がありますので一括で説明します。



賃貸借権設定の新規1件、使用貸借権設定の新規3件及び更新7件がございます。

21ページから22ページの農地法第3条の調査書をごらんください。

農地法第3条第2項の各号には該当しない旨、記載したもので、結果、全て許可要件を満たしているものと考えます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- |     |   |
|-----|---|
| 議 長 | 説明が終わりました。これより質疑を行います。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)  |
| 議 長 | 質疑ないようですので、これより採決いたします。<br>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。<br>(賛成者挙手)                        |
| 議 長 | ありがとうございます。<br>全員賛成ですので、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。                          |
| 議 長 | 次に、議案第2号の「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。   |
| 参 与 | 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について<br>農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。<br>平成30年4月11日提出<br>大仙市農業委員会 会長 細谷精悦 |
| 議 長 | 事務局の説明を求めます。  |
| 参 与 |   |

23ページ、1番をごらんください。

位置図、配置図につきましては、議案資料1ページ、2ページをごらん願います。

転用する農地の所在は土川○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○の土地です。

申請人は、○○○○○○○○○○の○○○○○○○です。

転用目的は、農機具置き場等設置です。

理由といたしましては、申請者は現在、○○○○地区にニンニクとサトイモを10ヘクタールほど栽培していますが、作業効率を上げるため、約5,000個の農業用コンテナを保管するための農業用資材用ハウスの設置と農業用機械置き場にするものです。

転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に区分いたしましたが、農地法施行令第4条第2項第2号に、申請に係る農地を、農業用施設、農畜産物加工施設、農畜産物販売施設、その他地域の農業の振興に資する施設であることから、立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたしました。

また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第4条第2号、第3号及び第4号の不許可要件に該当せず、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

- |     |  |
|-----|--|
| 議 長 | 事務局からの説明が終わりました。<br>これより、現地調査された委員から補足説明がありましたら、お願いいたします。<br>案件1番についてお願いします。 |
|-----|--|







4月9日、現地確認調査させていただきました。事務局からの説明のとおりでございます。当周辺圃場は10年ほど前に圃場整備事業を実施されておるところでございますが、当該地におかれましては、宅地に隣接した畑地ということで、圃場整備からまず外れた除外地域になっております。したがって、今回、申請地域につきましては、排水路・用水路等は全く支障ないので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長                    ありがとうございます。  
                          案件4番についてお願いします。

齋藤委員                21番、齋藤です。  
                          月曜に現地調査、行ってまいりました。事務局の申すとおりに、何ら問題ないと思います。

議 長                    ありがとうございます。  
                          案件5番についてお願いします。

長澤委員                22番、長澤です。  
                          案件5番について説明いたします。  
                          先日、6日、事務局と確認いたしましたけれども、角六線沿いにあります。隣にもコメリ、また2月に農振除外をされた案件でございますので、何ら問題なからうかと思っておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

議 長                    ありがとうございます。

参 与                    現地、調査、大変ありがとうございました。  
                          それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長                    質疑に入ります。  
                          質疑ございませんか。  
                          (なしの声)

議 長                    ないようですので、これより採決いたします。  
                          議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
                          (賛成者挙手)

議 長                    ありがとうございます。  
                          全員賛成ですので、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長                    次に、議案第4号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参 与                    議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
                          農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

平成30年4月11日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長                    議案第4号14番及び15番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積





(○○○○ 退場)

参 与

それでは、35ページの16番から74ページの63番についてご説明いたします。

全て利用権の設定を受ける方が同じ方ということで、総括的な説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、16番、35ページをごらんください。

利用権を設定する農用地が、大仙市大曲○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○、ほか案件63番までの合計が、畑5筆の○○○○○○○○○○○○○○○○○○、田が350筆の○○○○○○○○○○○○○○○○○○、合計面積が○○○○○○○○○○○○○○○○○○でございます。

利用権を設定する件数につきましては、48件です。

利用権の設定を受ける者は、全て○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○でございます。

申請につきましては、全て利用権設定の更新となります。

契約期間は5年11カ月から6年、また、賃借料は畑が○○○○○○○、田につきましては、圃場等の条件によりますが、10アール当たり○○○○○○○から○○○○○○○○○となっております。

ただいまご説明申し上げました16番から63番につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号及び同条第5項第1号の要件を満たしているものと考えられます。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。  
議案第4号16番から63番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。  
全員賛成ですので、議案第4号16番から63番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。  
○○○、○○○○の入場を求めます。  
(○○○○ 入場)

議 長

議案第4号64番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。  
本案件は○○○、○○○○○の関係議案につき、会議規則第28条の規定により、○○○○○の退席を求めます。  
(○○○○ 退場)

参 与

75ページから85ページの64番を説明いたします。

利用権を設定する農用地は、大仙市北野目○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○、ほか田119筆、畑15筆、合計○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。

利用権を設定するのは、○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、68歳、利用権の設定を受けるのは、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。







転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、65歳、認定農業者の方です。売買価格は10アール当たり○○○○で、総額○○○○○○○○○○です。

続きまして、10番です。

所有権を移転する農地は、大仙市板見内○○○○○○○○○、台帳、現況ともに田の○○○○○○○、ほか田1筆、合計田2筆、面積○○○○○○○○○です。

所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○、68歳、所有権の移転を受ける方は、先ほどと同じ○○○○○○○です。

売買価格は10アール当たり○○○○で、総額○○○○○○○○○○です。

理由といたしまして、○○○○○○○、○○○○○は親子で、○○○○○は地域を担う農家でしたが、体調を崩したため、営農規模の縮小を考え、自宅から遠い申請地を売却することにしました。このたび、○○○○○から○○○○○に売買のお願いをしたところ、経営規模拡大を目指す○○○○○がこれに応じたものです。

33ページ、12番を説明いたします。

所有権を移転したい農地は、大仙市太田町駒場○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○○○、ほか田1筆、計2筆、面積○○○○○○○○○○○○○です。

所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、60歳です。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。

申請理由といたしまして、○○○○○○○は農地を売買したいと考えていて、貸し付けしていた○○○○○○○○○○○に売買の相談をし、○○○○○○○○○○○がこれに応じてくれたものです。

なお、○○○○○○○○○○○は、○○○○○○○○○○○で10年分割型で農地を取得するものです。

売買価格は10アール当たり○○○○、総額○○○○○○○○○○○となっております。

97ページの77、78番につきまして、関連がありますので一括で説明させていただきます。

どちらも新規の利用権設定です。

まず、77番、利用権を設定する農地は、大仙市北檜岡○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○○、1筆。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○、64歳です。

次に、78番です。

利用権を設定する農地は、大仙市北檜岡○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○○、1筆です。

利用権を設定する方は、77番と同じく、○○○○○○○であります。こちらの農地は未相続であるため、ほか1名となっております。

利用権の設定を受ける方は、両案件とも、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、53歳です。

申請理由といたしまして、申請地は○○○○○の農地と合作地になっていることから、解消のため、本契約を結ぶものであります。

両案件とも、設定期間は10年、10アール当たり賃借料は、○○○○○○○○○となっております。

資料ナンバー2の127ページから140ページ、128番から167番をごらんください。

同一の事業に基づく案件ですので、一括で説明いたします。

新規の使用貸借権の設定です。

利用権を設定する農地は、128番の協和小種○○○○○○○○○、地目が畑、面積○○○○○○○○○○○、ほか167番までの44筆、計、畑45筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、そのほか167番までの39名の方々です。

利用権の設定を受ける方は、全○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。

当該案件は、○○○○○○○は、荒廃農地等利活用促進交付金事業を活用し、主に○○○の遊休農地を採草牧地として利用するものです。○○○○○は昨年、当該農地近くを転用し牛舎を設置した○○○







渡邊委員

関連。

議 長

渡邊委員。

渡邊委員

実は、前回の役員会の前に、この後にまた報告あろうかと思えますけれども、この案件、小種のほうの案件はすばらしい案件の一つなんです。これには皆さん、ここに大勢いますけれども、やっぱり遠目に見た地図では、これぐらいの面積だ、山の中、こういったところだ、そして、理由は牛舎があって、このように開発するんだと。しかも政府資金がかかっているといったようなことは、やっぱり別冊の参考資料でもって皆さんに広くこれを知らしめるといったことが、肝要なことじゃないかなということ、実は役員会から知ってますが、今回、間に合わなかったらしいんですが、こういった例は本当がいい、契約日はともかく、この大仙市の山間部地域では今後とも予想される事案だと思いますので、こういった親切心もひとつ持ち合わせながら進めてもらいたいということでもあります。よろしくお願いします。

議 長

貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。

議案第4号1番から13番及び65番並びに68番から298番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第4号1番から13番及び65番並びに68番から298番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」、事務局より報告願います。

参 与

報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について  
下記の者から農地法第6条第1項の規定により書類提出があったのでこれを報告する。

平成30年4月11日提出

大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長

事務局より報告願います。

参 与

185ページから186ページでございます。

事務所の所在地、名称、代表者順に読み上げさせていただきます。

1番、大仙市内小友字山根89番地4、有限会社井上農産、代表取締役、井上時雄。

2番、大仙市内小友字中土397番地、有限会社内小友ファーム、代表取締役、小松玄佐夫。

3番、大仙市川野目字町東52番地1、農事組合法人かわのめ、代表理事、渡邊敏雄。

4番、大仙市藤木字谷地181番地2、農事組合法人ふじきファーマーミング、代表理事、澁谷一雄。

5番、大仙市飯田字家ノ前51番地、農事組合法人大曲、代表理事、伊藤徳則。

6番、大仙市角間川町字木内113番地、農業組合法人かくまがわ、代表理事、鎌田敏之。  
7番、大仙市清水字上黒土297番地1、農事組合法人上黒土、代表理事、渡邊啓一。  
8番、大仙市豊川字喜内野527番地、有限会社エスエスフーズ、代表取締役、佐藤ひろ子。  
9番、大仙市北長野字蓬田78番地、農事組合法人玉井屋、代表理事、玉井公介。  
10番、大仙市上鶯野字新関37番地、有限会社秋田プランテーション、代表取締役、高橋文雄。  
以上、10法人から報告がありました。

詳細につきましては、187ページ以降をごらん願います。

結果、10法人全てが農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議長	以上、報告といたします。
議長	本日の日程は全て終了しました。
参与	引き続きまして、平成30年度の農業関係予算の説明に移りたいと思いますけれども、準備に若干時間をいただきますので、少しお待ちください。
議長	それでは、引き続き平成30年度農業関連予算について、農林部農業振興課より渡辺課長及び佐藤参事において願っておりますので、ご説明方よろしく願います。
参与	それでは、ご紹介いたします。農林部農業振興課、課長でございます。
渡辺課長	よろしく願います。
参与	同じく佐藤参事でございます。
佐藤参事	よろしく願います。
参与	それでは、説明のほうをよろしく願います。

それでは、早速ではございますが、ただいまご紹介いただきました大仙市農林部農業振興課の渡辺と申します。どうぞよろしく願います。

日ごろより農業委員の皆様、そして最適化推進委員の皆様におかれましては、市勢発展、そして何より農政の推進ということで、ご理解とご協力賜りまして、この場をおかりしまして御礼申し上げます。

毎年、この年度初めの総会にお招きいただきまして、農政関係の当課が所管してございます主な事業等を説明させていただいておりますが、改めて1年って早いなと思うところでございます。何分、ことしは年明け間もなくはもう雪がなくて、大変いい年になるのかなと思っていましたけれども、24年に次ぐような大雪となりました。しかしながら、天気、その後の3月の天候によりまして、雪もほぼ消えたのかなという状況でございます。最近になってちょっと低温ぎみ、あるいは雨がまじったということで、圃場もぬかるみ悪いという状態ですが、もう多分、皆様も種つけ終わったりだとか、来週、週末、そして次の週あたりが種まきの最盛期になるかなと思ってございます。

それでは、早速ではございますが、農業振興課が所管してございます予算及び主な事業についてご説明申し上げます。

まず、平成30年度におきまして当課が所管しております当初予算額でございますが、まず事業数で46事業ございます。農林部はほかに農林整備課というような、2課体制ということで、うちのほうは農業振興課ということで、46事業ございます。予算の総額ですけれども、本年6億9,000万というような事業費でございます。29年度に比べますと若干減らしてございますが、例えば、国の事業あるいは県の事業によりまして進めてきたハードの事業、まず内小友地区太田地域のイチゴ栽培の施設整備、あるいは松倉、土川、場所は土川なんですけれども、そこでの豚舎の整備ということで、国・県にかかわる事業が終了したということによりまして、2億2,000万、2億3,000

万弱ほど予算額としては減らしてございます。

今、市の一般会計の予算なんですけれども、大体447億ほどでございます。今年の予算の主体と申しますか、要は身の丈に合った予算編成ということで取り組んできたところで、一般会計にしますと、29年度に比べれば14億8,000万ほどの減というような予算編成の結果となっております。農林水産業費、これは農林整備の事業費も含めた農林水産業費なんですけれども、その一般会計のおおむね447億に対する農林水産業費は約8%と、大体、去年並みというような数字を確保したところでございます。

昨年この場でも委員の方からおっしゃられたんですけれども、米の直接支払い、6億8,000万ほど、ことしはないよと。そして、以前、合併前であれば、農林水産業の関係の予算の割合というのを、10%はありましたよと。どうかその辺を確保できるようにというふうなご意見頂戴したわけなんですけれども、今回も大体29年並みの8%程度というふうな状況でございます。

この後、お手元でございます資料によりまして、主な予算を説明させていただきますけれども、説明のほうは今回、この前に先ほどご紹介ありました農業振興課の佐藤参事のほうから、資料によりましてご説明してまいります。何分、農業関係、制度自体もいろいろ変わってきてございます。うちらも感覚的には今までとは違う進め方、要は周年農業であるとか、あるいは6次産業であるとか、農業に若手が参入して頑張れる体制づくりということで、ことしもそれを見せながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかこの1年もよろしくお願ひしたいと思っております。

何分、昨年、災害が多うございました。ことしはその災害でなかなか思うように農作物、とれなかったという実態もございまして、ことしはその悔しさをぶつけていただいて、よいものをたくさんつくっていただくよう、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、個々の事業につきましては、佐藤参事からご説明させていただきます。

農業振興課の佐藤と申します。

それでは、配付しております農業関連予算説明書に記載しております5事業につきまして、事業説明書に沿った形で説明させていただきたいと思っております。大変失礼でございますけれども、座って説明させていただきます。

それでは、1ページ目をごらん願ひます。

事業名、意欲ある稲作経営体応援事業につきましては、当初予算額550万円、平成29年に比べ50万円の増となっております。

事業の目的ですが、農地集積・集約化によって、経営規模の拡大、コスト縮減を図り、稲作を主体として、意欲的に農業経営に取り組む個別経営体を支援し、高品質・良食味米の生産を推進するものでございます。本年度の目標としましては、20経営体の支援を目指しております。

これまでの成果でございますが、農地中間管理事業を活用して農地集積・集約化を図り、農業経営の規模拡大、コスト縮減を図り、個人の認定農業者が新規に田植え機やコンバインなどの水稲用作業機械を導入する場合に、その費用に対して支援を行うことで、農業経営の安定化が図られております。

30年度の概要ですが、補助対象者としましては、1として、稲作経営規模おおむね7ヘクタール以上、農地中間管理事業を活用したおおむね1ヘクタール以上の農地の利用集積、高品質米生産等、取り組みの3要件を満たす認定農業者の個別経営体、2として、直播栽培に取り組む集落営農組織、農業法人及びその他の経営体、3として、稲作経営規模3ヘクタール以上であること、水稲用作業機械を2戸以上で共同利用する者で、稲作部門の経営面積の合計がおおむね5ヘクタール以上であることのいずれかに該当する、市内の在住の個別経営体となっております。

補助単価としましては、全事業費の10分の1以内とし、田植え機については30万円、コンバインについては50万円を上限として、設定してございます。

なお、市内在住の個別経営体で稲作経営規模が3ヘクタール以上であることに該当する場合には、田植え機15万円、コンバイン25万円を限度と設定しております。

なお、事業説明書のほうには記載されておられませんけれども、代かきと同時に播種作業を行う直播栽培である種子の直播栽培に用いる播種機の導入に関しましては、上限を50万円と拡充しまして助成することとしておりますので、関心がある方は担当のほうまでお問い合わせのほう、お願ひしたいと思っております。

次に、2ページをごらん願ひます。

事業名、大豆産地化推進事業費につきましては、当初予算額が3,593万円で、29年度に比べ40万1,000円の減となっております。

事業の目的ですが、圃場整備事業が進んだ広範な水田を活用し、土地利用型作物である大豆の生産振興を図り、多収かつ高品質な一定収量の大豆を確保し、国内有数の大豆産地の形成を目指すものであります。また、国機関等との連携のもとに、生産技術対策の徹底と生産技術の平準化による収量・品質の向上を目指すものでございます。

目標としましては、市の奨励転作作物として、収量で10アール当たり220キロ、高品質割合2等級以上を50%を目標としてございます。

これまでの成果ですが、28年度までの大豆栽培モデル対策事業の実施によりまして、栽培技術の平準化が図られてきており、28年度では平均収量10アール当たり188キロ、1・2等級高品質割合が21%となっております。品質については、天候不順によりまして刈り取りが計画的に進まなかったことから、27年度より18ポイントの減となっておりますが、収量については27年度並みを維持しており、事業の成果があらわれております。

なお、29年産の結果が最近まとまり、平均反収で10アール当たり148キロ、1・2等級高品質割合については27%となっております。

30年度事業の概要ですが、現地検討会での情報交換を通しまして生産者の栽培技術の向上を図り、大豆の高品質化や収量の向上等、土地利用型の転作作物としての産地化を目指してまいります。

事業内容ですが、(1)の生産者の栽培技術の向上に向けた現地検討会の開催に関する経費としまして、8万9,000円を計上しております。

2としまして、大豆産地化推進助成金ですが、29年度からは農家の方にわかりやすい助成体系としており、3,584万1,000円を計上しております。①の助成対象ですが、作付面積1ヘクタール以上の経営体を対象としております。②の助成要件ですが、1・2等品質割合が全収量の50%以上、反収が10アール当たり220キロ以上の経営体に対しまして、作付面積10アール当たり1万1,000円以内の助成金を交付することとしております。

今回、助成要件の緩和措置といたしまして、品質割合を3等級まで拡大することとしており、反収助成基準の約9割を確保した場合に、1万1,000円の半額の5,500円以内を交付することとしております。

このほか、栽培技術が確立できていない1年目・2年目の経営体については助成基準を緩和することとしており、中山間地域においては、収穫量が少ないと見込まれることから、平地の収量に75%を乗じた収量を平地の100%同等収量と見込むこととしております。具体的には、下の表に示しておりますが、1年目の経営体の場合、助成基準としまして、高品質割合が30%以上、反収が10アール当たり160キロ以上の場合に、10アール当たり1万1,000円以内の交付となります。また、緩和助成基準としましては、品質割合1～3等級、こちらが60%以上、反収が10アール当たり140キロ以上の場合に、10アール当たり2分の1の5,500円以内を交付することとなります。

次に、3ページをごらん願います。

事業名、農業6次産業化推進事業費につきましては、当初予算額は540万4,000円で、29年度対比、416万6,000円の増となっております。

事業の目的ですが、6次産業化を進めるに当たり、1として、意識の醸成、2として、情報提供と商品づくり支援、3として、事業化と加工設備等の導入支援、4としまして、商品PR、売り込み支援、5としまして、原材料の確保を図り、農業の6次産業化を一つの目的として、この事業により推進していきます。

事業の概要であります。まず1として、6次産業化推進に係る講演会・事例発表会の開催によりまして、意識の醸成を図ります。

次に、2としまして、県、市、大曲商工会議所、大仙市商工会、大仙市観光物産協会、秋田銀行、北都銀行で組織し、6次産業化の推進に向けて設立準備を行っております大仙市農商観連携連絡会を活用して、情報収集や一部、商品化をサポートします。

3としまして、拡充事業であります。機械導入や販売促進など、既存の市単独事業の補助上限を上げることで支援の幅を広げるとともに、規模に応じて国・県の事業の活用を図り、事業者負担の削減を図ってまいります。

補助率は、機械等のハード事業に対しましては3分の1、補助上限50万円、販売促進などのソフトに対しましては、補助率3分の1、補助上限を20万円としてございます。

4の原料生産拡大支援では、既存事業のいぶりがっこ用ダイコンの生産に対する支援に加えまして、新たに市内搾汁加工業者に納入する加工用トマトの生産に対しまして、取り組み年数に応じた支援をすることで、生産拡大による原料の確保を図ってまいります。

補助率は、いぶりがっこ用ダイコン生産拡大支援事業が、生ダイコン1キロにつき5円、薫製1キロにつき10円、新規の加工用トマト生産支援事業については、10アール当たり生産量を15万円としまして、取り組み年数に応じ、2分の1から10分の1を補助するものでございます。

次に、4ページをごらん願います。

事業名、水田活用推進事業費につきましては、新規事業であります。周年作の基幹作物である米、大豆、ソバのうち、大豆については産地化推進事業により別途推進しており、米政策の転換とあわせ、水田利用のウエートを基本に事業を組みかえたもので、特色ある米づくり、酒造好適米、地域特産品開発米、高品質米、こちらについては産地づくり推進事業費から、ソバにつきましては水田機能維持支援事業費から、それぞれ統廃合いたしまして、水田の有効活用を引き続き推進するため、339万6,000円を計上しております。

事業の目的ですが、酒造好適米や地域特産品開発米、特別栽培米等の特色ある米づくりや中山間地などの条件不利地における水田を有効に活用し、耕作放棄地を抑制するため、土地利用型で中山間地域での好適作物あるソバの作付を推進するものであります。

助成対象者としましては、需要に応じた米生産に取り組む農業者を対象としており、酒造好適米、地域特産品開発米、高品質米の生産に対しましては、作付面積の区分に応じた助成となっております。作付面積0.5ヘクタール未満の場合には、3,000円以内、0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満は5,000円以内、1ヘクタール以上2ヘクタール未満は1万円以内、2ヘクタール以上3ヘクタール未満は2万円以内、3ヘクタール以上につきましては2万円を基本額としまして、3ヘクタール以上の面積について、10アールごとに700円以内を追加助成することとしております。

また、ソバにつきましては、畑作農地の直接支払交付金の交付要件を満たしている農業者の販売目的の出荷収量といたしまして、45キロ当たり1,000円以内を助成することとしております。

次に、5ページをごらん願います。

事業名、担い手への農地集積推進事業費につきましても、当初予算額9,670万3,000円で、29年度に比べますと4,343万5,000円の減となっております。減額理由としましては、地域集積協力金に対する要望件数、こちらが少なかったことと、各集積協力金の交付額が国の要綱の定めにより見直されたことによるものでございます。

事業の目的ですが、担い手の経営規模拡大や農地集積・集約化を進め、農地の有効利用継続、農地経営の効率化を図るために、農地中間管理機構が行います農地集積・集約化に協力する農業者を支援するものであります。

30年度の目標としましては、地域集積協力金については4地域、経営転換協力金については200戸、耕作者集積協力金につきましては10戸としてございます。

これまでの実績ですが、農地中間管理機構が農地の中間的な受け皿になることによって、円滑な農地集積・集約化が行われており、大仙市における機構借り受け面積については、県下最大となっております。

事業の概要ですが、農地中間管理機構への農地の出し手に対しまして支援するもので、1の地域集積協力金は、1,918万円の予算を計上しており、外縁が明確である地域内の全農地面積のうち、機構に貸し付けた農地面積の割合に応じて協力金を交付するもので、4地域、面積として43ヘクタールを見込んでおります。

2の経営転換協力金につきましては、7,714万円の予算を計上しており、機構に農地を貸し付ける1の経営転換する農業者、2のリタイアする農業者、3の農地の相続人に対し、貸し付け面積に応じ協力金を交付するもので、200戸分、260ヘクタールを見込んでおります。

3の耕作者集積協力金ですが、38万3,000円の予算を計上しており、機構が借り受けた農地等に隣接する農地について、1のみずから耕作する農地を機構に貸し付けた所有者、2の所有者が農地を機構に貸し付けた当該農地の耕作者に対し協力金を交付するもので、10戸分、10ヘクタールを見込んでおります。

以上が農業関連予算のうち、農業振興課が所管します5事業の説明でございます。よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたが、委員の皆さんからご質問等ありませんか。  
足達委員。

足達委員

何度も私がしゃべって申しわけないと思うんですけども。

1枚目の稲作経営体の応援事業は、これ補助率を見ますと10分の1以内ということで、これまでの実績の平成29年を見ますと、7,400万に対して補助金が460万というので、6%が、非常に率というか、低くなっています。多分、稲作機械に対する補助は県もやってないと思いますので、後は頼るところは市しかないの、10分の1とは言わず、何とか財政のほうに頑張ってもらって要件とか緩和して、できるだけ高い率になるように考えてもらいたいと思います。農業機械は非常に高いから。御存じだと思いますので。市の考えは、多分メーカーだって負けるもので、そういうことを考えれば、市でもっと財政を頑張ってください。

渡辺課長

今、市単独の稲作経営体応援事業ということで、この事業をつくる発端というのは、国では経営体育成支援事業というような、稲作関係のコンバインやらの導入、唯一と言っていいくらいの補助事業あるんですけども、何分、稲作関係の補助事業というのは、全国的にもやっぱり要望も多いという中で、大仙市で毎年エントリーはするんですけども、実際採択になるのは1件ぐらいだったりする。むしろ法人さんは、もしかすればその経営体育成支援事業に乗っかっていけるというような条件にあるんですけども、この事業というのは、要は個人の認定の農家さん初め、あるいは地域農業を支えるというイメージで、兼業農家がまとまって機械を買うというようなケース、なかなかこちらのそもそも要件に見合わない方々を救い上げていきたいということで、つくりあげた事業でした。

大体500万ぐらいで推移してきたんですけども、今、要は国の経営体育成支援事業に該当しなかった個人の経営の方々、こちらで幾らかでもということで対応してきたんですけども、なかなかやっぱり稲作、この地域、稲作盛んなんですけども、積極的にその稲作関係の事業を確かにもっと、コンバインだと今、1,000万を超えるような状態になって、たかが50万もらっても仕方ないんじゃないかというような話もあると思うんですけども。まずこれ、今、3カ年やってきたんですけども、まず通常、補助事業は3年で一区切りという中で見直し入れていくんですけども、4年目につながってきたと。今後3年、もう継続していくというようなことで進めてまいりますので。

もしかすれば、確におっしゃられるとおり、もともと高いんだからもっと補助をやったらいじゃないかというのは、当然の理屈でもあるんですけども、片やうちの財政とのやりとりの中では、やっぱり現行維持というような線で進められている部分もありますので、稲作はこれで維持しつつ、ほかの複合部分ということで、今、6次産業なり、あるいは若手の畜産農家の取り組みであるとかそういったもの、あと、県で進めておりますシイタケの周年農業の推進という部分で、そちらでは若干ずつ上乘せして対応しているところですので、大変歯切れの悪いお答えにはなるので、まずこの稲作という部分は一つ維持していきたいということで、こちら今、課のほうでも考えてございますので、ご理解のほどをお願いしたいなと思います。

議長

ありがとうございます。  
ほかにありませんか。  
田村委員。

田村委員

10番、田村です。

せっかく説明聞いたので、もう一度確認したいんですけども。中間管理機構を使っている農地ですけども、私も周辺に農家がいるわけですけども、利用権設定したいんですけども、まだ頑張るといふ人がいます。ことし、今度、春も、うちのじいちゃんがちょっとなかなかうんと言わないからって、あるんですよ、いっぱい。それで、協力金のことについて、せっかくたくさんの方がいるものですから、もう一度、協力金に、今、経営協力金とか、どれぐらいの金額が交付されて、そして、もし本当にことし1年で協力金がなくなるのであれば、どの辺の申請が出てくるようになるかというのを教えてほしいなというふうに思います。

あと、もう一つは市の予算ですけども、去年も私、言いましたけれども、8%で、最初から5%か6%ぐらいですので、ちょっと回復して、非常によいといひますか、それなんですけれども、やっぱり我々農家にすると、まだまだ足りないというふうに思いますので、農家の声として、もうちょっと、もう一声、そういう声があるというのを、農家から声が上がっているんだというのを認識していただければなというふうに思います。よろしくお願ひします。

渡辺課長

まず、農地集積にかかわる補助金なんですけれども、これは御存じのとおり、平成26年度から農地中間管理事業ということで、農業公社が秋田県では機構という位置づけのもと、推進されておりますけれども、多分イメージ的には、主に離農される方々に対する経営転換協力金というような、最近では、例えば圃場整備を機会とした法人設立に伴う法人への農地の集積にかかわる地域集積協力金というような動きがございますけれども。今回、昨年度より額は下げてございますけれども、今、おおむねこの金額が想定されているということになりますけれども、昨年度から補助金の算定する期間が12月までと。前は年度までというようなくりで処理されていたんですけども、12月まで集積手続が終わった方に対しては、その年度内に移行するという形でございます。

転換協力金になりますと、今、これ29年度になりますけれども、7,614万9,000円、7,600万円ほど、今、経営転換協力金、これは主に離農される方々への助成でございます。また、耕作者集積協力金、これは先ほど説明にありますとおり、担い手の隣の田んぼ、そちらの方に対する貸した場合のものなんですけれども、件数では19件でありまして、83万円ほど。地域集積協力金、これは先ほど申し上げましたとおり、主に圃場整備を契機とした法人さんなりが農地集積の農地の受け手というような位置づけで、今いろいろ各地域で進められております。7地域で大体3,800万円ほどと。1億1,480万円ほどというのが、29年度の実績でございます。

ことし若干、今、下げてはございますが、当然、これ背景には、若干ことしから単価が下がってしまうというような実情もございますので、国も事業を立ち上げた段階では、高いレベルでの助成単価を設定しておりましたけれども、これはいわゆるこの下がったものが法令の中で定めている要は本則の部分に戻ったんだよと。今まで事業推進の上で多く設定していた単価が、本来の姿に戻ったというような言い方もしておりますけれども。まず、若干、単価自体が下がってきてはいて、秋田県においては独自のルールと、各県に独自ルールで単価設定されてあるんですけども、下限・上限を設けながら設定しているところでございます。ことしは、若干、地域集積協力金が出るというような予定の計画がありますけれども、当然、実情においては、常にいきいたいなと思っております。

あと、予算のほうなんですけれども、昨年も田村委員より、中仙時代は10%は確保したもんだよと。米の直接支払いが6億、7億弱になるんだしたら、その分を予算として盛れるようにというふうなお話でございますけれども、実は地方も今、10%ということではなくて、要は農家さんが今、何必要なのかというあたりで、例えば農地の集積に関しても実は財政当局に要求したんですと。要は、米政策が今変わるこのタイミングで、あえて農地を集積して、自分の経営を考えていきたいという方々を応援するために、農地の集積も市単独でできないものかというふうな案を、ちょっとぶ

つけてみたんですけれども、あっさり、それは中間管理事業のほうで助成金があるんだから、市でやるべきものではないでしょうというようなお話もありました。

6次化にしろ、もうちょっと以前、やりたいといった場合、やはり結構な金額、規模、お金かかってきますので、それが市のほうでもっと応援できないのかというような財政とのやりとりもしたんですけれども、結局、前年ベースというような形で落ちついたという経緯がございます。ただ、今回、若手の方々、若手の畜産の取り組みに対しては、市の単独で1,500万というような判断もございました。

これからやはり具体的に多くの方々を対象とした市の単独事業というのは、なかなか難しい時代になっておりますので、個別にそういった地域を巻き込んで、あるいは特異的な取り組みをしようという若手なりの応援は、当然張りをつけていっていきたくてございますので。確かに、うちらもできる限り予算は確保したいということで臨んではいるものの、なかなか財政に怒られてしまうというような実態もありますけれども、引き続き必要なものはどんどん話した上で、獲得できるように進めてはまいりたいと思いますので、皆様からもいろいろな面でお話いただければ、より後ろ盾にはなっていくのかなと思ってございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

議長

ほかにございませんか。  
茂木さん。

茂木委員

3番の茂木です。

大豆の産地化推進事業なんですけど、この反収ですが、平野部にもピーク反収でやっているものだから、私、協和ですが、協和、西仙、南外、中山間地域にはこの反収で出されると、そもそもまずあがらない訳です。まずこれで140キロ、120キロぐらいでうちの場合は大豆共済かけるんですけど、農水局でもこの単位でいえば、大仙市の目いっぱい出てきてるから、それはこの状態でやらないとだめですよという、そういう形で、営農継続支払なんかもそういう収量の半分に満たないともらえないという、そういう今、状況であります。

これで、今のところ、いわゆる緩和条件で75%相当であれば、何とか見るといって、こういうあれになってきておりますが、全然恩恵を受けられないわけです。面積でもうまくやって4町歩いくかいかないかという、耕作面積は確かに大きいんですけども、団地になっているところ、丘陵で作業的にも難儀するところが、何も恩恵を得られていない。基盤整備やなんかで今いろんな形で取り組まれているところは、どんどん団地化されもらえると。そういう不利益がだんだん広がっていつているんじゃないかなと思います。

この辺のやっばりもっと見直してもらえれば、よいがなかなか反映されていないので、米のほうは、5年ぐらい前かな、合併前は旧町村という形で反収を直してもらったんですけど、この大豆についてもこうやって産地化の推進を進めていくのであれば、考えてもらいたいと、このように思いますが、いかがですか。

渡辺課長

ただいま大豆ということでございますけれども、この前身の大豆栽培モデル対策事業というのが26年度からちょっとスタートしたわけですけども、27年には、大変気候にも恵まれたということで、いい作柄になったんですけれども、去年は逆に水害等の影響がありまして、下げてしまったと。大豆栽培モデル対策事業のある程度、例えば葉面散布だとか、あるいはその辺の農研機構の技術指導を得ながら、タイミングを見計らった葉面散布なんかは、大変有効なんだよというような結果を踏まえて、さらに、この産地化推進事業を組み立てる段階で、もっと本当に大仙市、大豆の産地を目指していきましょうよということで、結構、反収220キロあるいは1・2等級50%、これかなり高い。うちらもつくる段階で、高い目標であるということもございました。ただ、やはり今、圃場整備が盛んと各地域で進んでおりまして、そこで



大体43%、4%ぐらいの減反を強いられてあるという中で、ここで実績のあるこの大豆を何とか組み入れていくという中では、大変重要な大豆でありました。ちょっと前に統計のデータを見ますと、大仙市というのは、大豆の全国市町村、かなりの何千ってあるんですけれども、17番目ということで、全国の10番目くらいまでは入っていきたくないというような、高目の設定にしたところですよ。

27年産は、先ほど申しましたとおり、気候の条件が大変よろしくて、皆様の技術力もあったということで、市の補正予算ということで、2回補正かけました。6,000万ぐらいの事業費になったんですけれども、これも次の年を組み立てる段階で、青天井ではないよと、市の予算も無尽蔵にあるわけではないよというあたりもございまして、いろいろ考えるところもあったんですけれども、今、中山間という部分になりますと、本当に一方的な施策上、組み立てる段階での話になるんですけれども、今、圃場整備というのは平地を中心にかなり進んでやると。平地の好適であるというのが大豆という位置づけでした。ただし、中山間といった場合にはどうしても面的な広がり等も確保できないということもございまして、例えば中山間地域であれば、ソバであるとか、あるいはブルーベリーであるとかというような方向性で進んできた流れもございまして。

したがって、大豆についても、今、大体、平地の75%相当というような位置づけで組み立ててきた経緯もあるんですけれども、これも50%にするのかという話でもないのかな。先ほど申しましたとおり、今までの経過を踏まえて、本当の産地を目指していきたいというようなこの産地化推進事業でありましたもので、大変恐縮ながら、その部分を極端に緩めることもできなくて、こういう感じの組み立てになってしまったということがございまして、例えば今、県事業の元気な中山間事業等も、地域の特性を生かした作物の導入等を含めた基盤整備という事業もございまして、そういった視点でも中山間の農業の進み方ということでは、取り組んでいるところでございまして。事、大豆に関してその部分を幾ら下げればいいのかというあたりも、かなり難しい部分も出てくるのかなと思ってございまして。今いきなり、米が地域別反収使ったんだから、大豆も使うというような方向性へ切りかえるのは、なかなか難しいという現状がございまして、このラインで確保できるようにどうかお願いしたいなというような、大変わがままなお願いなんですけれども、よろしくお願ひいたします。

茂木委員

まずそうすると、中山間地域はいいと。したがって、我々は、農地の荒廃を防ぐために、耕作放棄地をなくすために、我々が頼まれたものを預けて、それは何かといえれば、やっぱり米をやると水かかりが悪い。そういうやつでみんなそういう話しするとかさ。今、一番金になるのは何かということで、その大豆をやれば、まずソバも一緒にやる。ソバのほうはほとんど金入らないし、まして売っても金にもならない。そういうんであれば、多少手間暇かかっても取り組むしかないなという形で、地域の要望さ応えるような形で取り組んでいるんだけど、それが何も反映されない。そういうんであれば、やっぱり考えてもらわないと、そういう今後、農政へ反映してもらおうような形でやってもらわないと、平場のあれを今進めているから、それは今、県がやっている、そういうやつで考えてもらえばいいという、そういう話ではないと思うんだよな。やっぱり要望は要望として持ち帰って協議するとか何とかっていう、そういう答弁なら話わかるんだが、結局何のために我々はそういう対面して物を言わなきゃならないのかなと思いました。

実際問題として、農政局では、それは市で決めてますよだから、やるよという、そういうあれなもんだから、市でそうやってはねられてしまえば、それは全部、そういうところは、我々の手を引いて所有者に戻して後は好きなようにしてくれって、そう言わざるを得ない。面積だって集積のやつだと作業をやるたって、すごく労力、手間暇かかって効率も悪い。そういう中でも頑張っている者へ何も光が当たらないとなれば、平場の経営のことだけ考えてもらっても、それは沢側の農地がなくなってくるよ

ということですか。それをやっぱり拾い上げていくのが、農政のやり方ではないのかなって。

基盤整備だって、おくられているところは、条件が悪い。そういうところがそのままいけば、そういうところはもう高齢者でどんどん耕作放棄地がふえていく。誰も借りる人がいなり、何とか頼むという形で、我々に押しつけられるところも相当ある。何とかそこら辺は考えていってもらいたいなと思います。

渡辺課長

大変語弊のあるお話になってしまったかもしれないんですけども、基本的なスタンスとして、面的な広がりを持って、平場では大豆、中山間、そういう方向性で考えたきたことは、そのとおりですけども。今の大豆の部分、確かに機械整備を整えて地域の農地を守れという農家の方々を救い上げるというような形、それをまるっきり無視することではないんですけども、今の確かにそういうお話あったことは受け止めながら、その辺ちょっと検討はさせていただきたいなと思います。

これ、ことしの例えば営農にかかわっていく部分でもございますけれども、その辺、その検討するということは、いきなり今年の方角転換ということでもなくなってしまうかもしれないんですけども、その辺の要件緩和なりというのは、今お話しいただいたとおり、ちょっと内部でも検討しながら、その方向性、定めていきたいなと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

議長

茂木さん、いいですか。  
よろしく検討願います。  
ほかにごございませんか。  
(なしの声)

議長

なければ、平成30年度農業関連予算説明を終わります。ありがとうございました。ここで、農林部農業振興課渡辺課長、佐藤参事が退席いたします。ありがとうございました。

(渡辺課長、佐藤参事退席)

議長

先ほど会長が退席いたしましたので、私、菅原が進行してまいります。よろしくご協力お願いいたします。

次に、平成29年度の業務報告並びに平成30年度の事業計画案及び予算について、事務局より説明願います。

参与

それでは、私から平成29年度の事業報告並びに平成30年度の事業計画(案)及び予算(案)についてご説明申し上げます。

本日お配りしている平成29年度業務報告、平成30年度事業計画(案)並びに平成30年度予算と記している資料をごらんください。

大変申しわけない、座って説明させていただきます。

初めに、平成29年度業務報告書についてでございます。

資料の1ページから6ページに、平成29年度の業務報告を記載してございます。これは日ごろの業務をまとめたものでありまして、毎月の総会や農地利用調整会議、市や県主催の会議、研修会、また、会長につきましては、組合の要請、会議等について記載したものでございます。本日は時間の関係上、一つ一つの詳細説明につきましては割愛させていただきますけれども、どうかお許しを願います。内容につきましては後日ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

次に、平成30年度の事業計画(案)についてでございます。

7ページをごらんください。

1番の基本方針でございます。

農業委員会等に関する法律に基づき、最大の使命であります農地利用の最適化として位置づけられてございますので、そのことに全力を挙げて取り組み、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消に重要な役割を担っていくこととしてございます。

なお、昨年度からは新体制の農業委員会が発足したことから、委員と推進委員を両軸とし、農地利用の最適化に向けた活動の推進を図ることとしております。また、農業者に対して各種情報を発信し、制度の周知徹底を図るとともに、農業者等の声に耳を傾け、農業者に信頼されるよう、地域に密着した活動を推進していくこととしてございます。

次に、2番の本年度の活動目標について9点ほど掲げてございますが、この中で特に2)の農地利用最適化の推進に関することにつきましては、農地利用の最適化により重点的に行うこととしてございますので、今までも増して周知するとともに、農地パトロールによる遊休農地の解消に努めること、農地・農家に関する情報の調査及びその収集した情報の管理による掘り起し等に結びつけることとしてございます。

次に、8ページをごらんください。

3番、会議等の開催についてでございます。昨年度は改正の関係から、役員会の回数が増えてございましたが、今年度は昨年ほど多くはないと予想されるのでございますが、新体制のもと、新しい問題や提案があるかと思われまます。随時開催させていただきますので、役員の皆様にはよろしくお願ひ申し上げます。そのほかの会議等につきましても、これまでと同様に随時開催するものでございます。

次に、4番、事業の推進につきましては、7点ほど重点項目として挙げてございます。特に1)につきましても、今年度から行政による生産収量目標の配分、今までの減反政策が廃止されたことによる水田利用の変化が生じ、それに伴い、今後、農地の権利移動等の発生が増加すると考えられるという文言を追加させていただいております。減反政策廃止により、これまでの米から野菜、大豆、花卉などに移行する者、逆に米の販売ルートを改めて見直しして米の生産する者、これを機会に離農する者等、さまざまな動きがあるかと推察されることから、追加させていただいたものでございます。

次に、2)につきましても、皆さんにおかれましても、もしかすると農業新聞で御存じかもしれませんが、農地情報公開システムについて文言を加えてございます。

次に、9ページ、5番、委員研修の実施についてでございます。

1)の農業委員会の先進地視察に関しましては、農業者連携の勧誘推進の先進地視察という抱き合わせにより毎年実施してございますけれども、今年度は秋田県農業会議にご協力いただき、青森県三沢市にお願いしてございます。6月27日、28日両日を予定してございますので、よろしくお願ひいたします。そのほかの研修につきましても例年どおり開催が予定されており、随時、委員及び推進委員の皆様に参加の通知を差し上げますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

次に、10ページ、お願ひいたします。

平成30年度業務経営(案)についてでございますけれども、現在確定しているものを記載してございます。これにつきましても一件一件の説明は割愛させていただきますので、ご了承願ひます。

次に、11ページ、平成30年度農業委員会歳入歳出についてでございます。

歳入につきましては、本年度、4,126万9,000円で、前年度対比で161万2,000円の増でございます。増額の主な理由といたしましては、農林水産業費補助金、機構新設支援事業費等の増でございます。後ほどの歳出の分でも説明いたしますけれども、この増がふえるものでございます。

次に、歳出でございます。

農業委員会委員報酬。委員報酬につきましては、委員24名、推進委員44名分として、2,908万2,000円でございます。前年度対比68万2,000円の増でございます。

次に、農業委員会事務費。事務費につきましては、368万1,000円で、前年度対比78万の減となっておりますけれども、理由としては、昨年度、委員・推進委員の改正があったということから、それについての消耗品が増となっております。今回はその分が減額になったというものでございます。

次に、会長交際費でございます。これにつきましては、同額の10万円。

農業者連携事務費は、93万2,000円で、23万5,000円の減になります。歳入の充当財源、農業者連携業務委託費が減額されたことによるものでございます。

先ほどの歳入の際にもお話しいたしましたが、機構支援事業費は397万2,000円で、221万3,000円の増となっております。こちらにつきましては、今年度、秋田県農業会議が推進している秋田1・2・3運動のアンケートを実施するための郵送料、並びに農地情報管理システムの地図データの更新のための経費として、増額になってございます。

次に、農地情報管理システム整備事業費につきましては、91万8,000円で、26万6,000円の減であります。理由としては、前年度、各支所及び事務局にモニターの端末を整備してございます。その分のお金が減額になったということでございます。

農地保有合理化促進事業費は、14万5,000円で、2,000円の減。

秋田県農業会議等負担金は、143万9,000円で、前年度と同額でございます。

歳出の合計は、歳入と同じく4,126万9,000円でございます。

以上の業務報告から、平成30年度予算について、少し駆け足ではしょって説明して申しわけございませんでしたが、よろしくお願い申し上げます。

議 長

ただいま事務局より平成29年度の業務報告並びに平成30年度の事業計画（案）及び予算について説明がありましたが、これについてご質問、ご意見ございませんでしょうか。

齋藤さん。

齋藤委員

21番、齋藤です。

役員に選ばれながら、役員会に出席できませんでした。これはおわび申し上げます。

その中で、きょう、農地最適化の推進委員の方々が大勢見えられてございますので、これを進めていくに、人の力で定めた担い手、それがここに担い手と書かれていますけれども、担い手というのは誰か、それをやっぱり大仙市全体を出すのではなく、こういう項目がございますので、地域ごとにこの次は出していきたい。多分、地域の担い手と言われる人は今、誰と誰と誰とわかっている人は、そういないんでねえですか。

それと、公募の中で人・農地プラン、1・2・3推進運動で大きく出されてございます。やっぱりそれを加勢することを何とかしていただきたい。大仙市の農林振興課とのトップの話し合いで、これできると思いますので、どうか、地域の推進委員に名前を開示できるようにお願いしたいと思います。

以上です。

参 与

ただいまのご質問とご意見でございます。

確かに、本年度、秋田1・2・3運動という、秋田県農業会議が主催でございますけれども、アンケートを行います。この中で位置づけといたしましては、これらのアンケートの結果に基づいて、人・農地プランとも連動し、見直しを図っていくというようにしっかりと書かれてございます。こちらにつきましては、実は農業振興課の人・農地プラン担当からも、そういうのが農業委員会のほうでやられるということですので、ちょっとまだ詳しくは話してないんですけども、情報を下さいということでお話、来ております。うちのほうとしても、このプランの担当者とはしっかりと話をつけまして、進めていきたいと思っております。

それで、いわゆる推進委員の皆様にも人・農地プランでの担い手さんの開示といいますか、こちらにつきましても、農業振興課の人・農地プラン担当ともちょっとすり合わせさせていただきまして、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

よろしいでしょうか。

齋藤委員

はい。いいです。

議 長	ほかにありませんか。 (なしの声)
議 長	ないようですので、平成29年度の業務報告並びに平成30年度の事業計画(案)、 予算については、このように決定させていただきます。
議 長	次に、総会の議案説明について事務局より説明願います。
参 与	

それでは、私のほうから説明いたします。

さきの総会におきまして、今までの総会での説明案件について、若干検討すべきではないかというご意見があったことから、4月6日の役員会におきまして、今後どのような説明をすべきなのかということで検討していただきました。その結果について、簡単ではございますけれども、報告させていただきます。

まず、3条の案件でございます。

現状におきましては、各地域で1つずつの案件を説明しております。複数の案件がある場合は、事務局で検討し、どれを説明するのかということで、1つに絞っておったところがございます。そのため、もし答申案件が1つしかないという地域の場合は、それを説明していたということになっております。役員会におきましては、このような例えば使用貸借の更新などにつきましては、文字どおり現状の更新であることから、特に大きな問題はないので、説明は不要ではないかということでまとまりました。また、贈与に関しましても、例えば親子間の贈与に関しても、特に問題がない場合は説明は不要ではないかというご意見がありました。今後の説明につきましては、各地域1つということは限定せずに、例えば売買や賃貸借等、価格や賃貸借料の高い低いもしくは新規就農者の案件などを考慮し、説明するというようにいたしております。1つではなく複数ある場合もあるし、更新である場合は、更新の案件ですという、総括的な説明になるということでまとまりました。

次に、4条、5条でございます。

こちらにつきましては、農地転用という重大な案件でございます。現状どおり全案件説明し、現地調査していただいた委員からの補足説明等をしていただく。現状どおりということにいたしました。

次に、強化法でございます。

強化法も3条と同様、各地域で1つの説明はしましようという今までの流れだったわけですがけれども、こちら更新の案件については、金額等は変わりますけれども、受け手さんは変わりませんので、現状と変わらないといった説明は不要ですということでもとまりました。

また、利用権の新規の案件につきましても、特殊な事例、例えば高額だとか非常に安いというようなもの以外は、特に説明は不要ではないかという意見となりました。そのため、売買案件等につきまして、精査いたしまして、3条と同じように、特殊な事例、価格が高いですとか安いですとか、こういった案件をピックアップし、各地域1つとは限定せずに、今後は説明するというようにいたします。

次に、中間管理の案件でございますけれども、現状どおり事務局から総括的な説明でよろしいという意見でもとまりました。

また、賃借料につきまして、10アール当たりで設定していない、例えば総額等で設定している場合、括弧書き等で、10アール換算して掲載してはどうかというご意見等あったわけでございますけれども、今回の役員会におきましては、実際の契約内容が総額で契約しているので、今回は載せないで、現状どおりでいまいしょうということでまとめております。

それから、農地所有適格法人の報告ですが、こちら現状どおり、住所、法人名、代表者名のみ報告とさせていただきます。

それから、その他の案件といたしまして、7月と2月に農振除外案件を行うわけでございますけれども、こちらについては、転用と直結した問題であることから、こちら現状どおり全て説明していただくということです。

それから、農地法第3条の買受適格証明、それから、余りないんですけれども、規則の変更もしく

は規程の変更、こちらについても、現状どおり、上程された場合は説明し、皆様方から議決をいただくことといたしております。

最後でございます。退席案件でございますけれども、こちらは農業委員会等に関する法律第31条で、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないと定められております。そのため、こちらの場合は、たとえ更新であっても説明をさせていただき、個々に議決をいただくこととなります。役員会において、今、1名ずつ退席案件を行っているところなんですけれども、2名とか3名同時に退席して行えば、時間が短縮になるのではないかなというご意見もありましたが、こちらは県にも確認いたしました。この退席案件は案件に関する委員のみの退席でやってくださいというように言われておりますので、退席案件は今までどおりやらせていただくこととなります。ただし、退席案件の説明等につきましては、できるだけ簡潔にするよう努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではありましたが、説明させていただきました。次回総会からただいま説明したことに基づいて、説明をさせていただきたいと思っております。ちょっと事務局も初めてでございますので、どのような流れになるかわかりませんが、よろしく願いいたします。また、これで全部終わるわけではございませんので、何度か続けたうちに、最もそれがいいのではないかなというご意見等ありましたら、またお伺いいたして役員会で諮りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局より総会の議案説明について説明がありましたが、これについてご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

足達委員

先ほどの内容で、私の意見というか考え方がちょっと伝わらなかったんですけども、単価について、契約では総額と書いてあるので、そのままにするということでしたけれども、この我々が見ている用紙には、10アール当たりの金額幾らと書いているところに総額を書いているので、記入の方法としては、この様式に従って、総体で契約しているけれども、10アール当たり単価を書いてくださいという意味ですので、それだけよろしく願いします。

事務処理の話なので、これは役員会にかければ、総体になっているからそうしましようになくて、事務处理的な話ですので、様式に従って10アール当たりの単価を書いていただければと思います。

参 与

今の点についてちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

こちらのほうなんですけれども、まず農業委員会の農地台帳システムから出しているものでありまして、基本的には10アール当たり賃借料というのは、年数のすぐ下のほうに表示されるのが10アール当たりの賃借料になっています。物納だとか総額というの、1段下になっているんですけども、ここで表示の仕方がちょっとこれではわかりにくいということであれば、10アール当たり賃借料または総額というふうに最後に書いてありますので、よろしく願いいたします。

議 長

よろしいでしょうか、足達さん。いいですか。

足達委員

私は、10アール当たりの単価は、高いとか低いというんじゃなくて、何回も申し上げていますが、多分、委員の方々は、この前もお話ししたとおり、すごい案件で、十分、委員の方、委員といいますか、事務局見ていると思っておりますので、特にどうのこの言うわけでありませんが、委員の方々が見たときに、10アール当たりの単価が高いか低いかなというところがポイントだと思うんです。単価については、あとは、地主がどうか、高齢者なのか、双方の合意で契約しているんですけども、私が言いたいの、様式に従った形で10アール当たりの単価を書いてくださいというお願いしたいので、よろしく願いします。

- 議 長 ほかにございませんでしょうか。ありませんか。  
(なしの声)
- 議 長 ないようですので、総会の議案説明については、今後、事務局の説明のとおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。
- 議 長 次に、その他事務局から何かございませんか。
- 参 与 すみません、皆様のお手元にクリップでとめてある「平成30年度秋田県選出国會議員要請集会における要請事項の検討について」というものを、置かせていただいております。こちらにつきましては、毎年5月末に開催されます全国農業委員会会長大会に合わせまして、県の国會議員へ要請集会を農業会議が行っているところでございます。こちらのものなんですけれども、要請すべき事項について提案させていただきたいと、農業会議から依頼がございました。つきましては、もしこういった要請事項ですとかございましたらば、同封しております報告書に記入の上、申しわけございません、時間なくてすみませんけれども、4月25日まで事務局もしくは各分室まで提出していただければと思っております。添付資料もついておりますので、参考にしていただければと思います。よろしく願いいたします。
- 参 与 最後に、皆様をお願いなんですけれども、活動記録簿について、4月総会の議案配付時に新しい活動記録簿をお渡ししております。4月からの活動につきましては、新しい青色の活動記録簿のほうに記載していただいて、提出いただければと思いますので、よろしく願いいたします。
- 議 長 それでは、委員の方々から何かございませんか。  
はいどうぞ。
- 高橋委員 中仙の高橋です。  
このたびの父の葬儀に際しては、皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしました。この場をかりてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。
- 議 長 ほかにございませんでしょうか。  
(なしの声)
- 議 長 なければ、以上をもちまして第11回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。  
本日はご苦労さまでございました。

(午後12時10分 閉会)